物品売買契約書(案)

大和高田市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは物品の売買について、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

１．物　　品　　名　　大和高田市児童生徒用Ｗｅｂフィルタリングソフトウェアライセンス

２．規格・数量等　　〇〇〇　５年間利用ライセンス　３，８６０アカウント
（詳細は、別紙「仕様書」のとおり。）

３．契 約 金 額　　金　〇〇，〇〇〇，〇〇〇円
（うち消費税額及び地方消費税額　〇，〇〇〇，〇〇〇円）

４．納 入 期 限　　令和 ８ 年 ３ 月 ３１ 日

５．納 入 場 所　　大和高田市教育委員会

６．契約保証金　　免除

（総則）
第１条　乙は、物品を頭書の契約金額をもって、頭書の納入期限内に納入しなければならない。

（検査）
第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を事前に甲に通知するものとし、規格、数量等について甲の検査を受けなければならない。なお、検査に必要な費用及び検査により生じた損失は乙の負担とする。
２　甲は前項の通知を受け、納品された日から起算して１０日以内に検査を行うものとする。
３　納入物品が検査に合格しない場合は、乙は、その負担で現品を良品に取り替えるか又は甲の指示に従うものとする。

（契約不適合責任）
第３条　甲は、種類、品質又は数量に関して、商品に本契約の内容に適合しない状態がある場合、甲の指定した方法による追完請求をすることができる。

（指示）

第４条　乙は、天災地変その他やむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができない時は、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（契約金額の支払時期）

第５条　契約金額の支払は、検査が完了し甲が物品を受領した後、乙からの支払い請求書を受理した日から起算して３０日以内にするものとする。

（消費税及び地方消費税）

第６条　消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出する。

２　消費税等の算出に際して、１円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（遅延利息）

第７条　乙が、その責めに帰すべき理由により納入期限内に物品を納入しないときは、納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について、年２．５％を乗じて計算した額を遅延利息として甲に支払わなければならない。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第８条　乙は､契約の締結によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し､若しくは承継させ､又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（一括委任等の禁止）

第９条　乙は、契約履行についてその全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない｡ただし､あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は､この限りでない｡

（契約の解除）

第１０条　甲は、乙がこの契約を履行しない時はいつでもこの契約を解除する事ができる。

２　甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）役員等（非常勤を含む役員及び営業所の代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
（６）本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
（７）本契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
（８）本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（違約金）
第１１条　前条各号に該当し、契約を解除したときは、甲は、乙に対し、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として徴収するものとする。

（談合等による解除）
第１２条　甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。
（１）公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
（２）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
（３）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。
２　甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

（賠償金）
第１３条　前条第１項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の１００分の２０に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

（費用の負担）

第１４条　この契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（管轄裁判所）
第１５条　この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）
第１６条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙間で協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　年　月　　日

甲　　奈良県大和高田市大字大中９８番地４
大和高田市
大和高田市長　　堀内　大造

乙　　△△物品納入業者△△